

東日本大震災により被災された方の介護保険料の減免(令和6年度)

東日本大震災により被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、国による避難指示区域等から大田区に転入し、大田区の介護保険第1号被保険者になられた方を対象に、介護保険料の減免をおこなっています。

1 被災住所および減免割合

	被災住所	減免割合
(1)	帰還困難区域	全額免除
(2)	平成27年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等 ・檜葉町の一部(旧避難指示解除準備区域)	半額免除
(3)	平成28年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等 ・葛尾村の一部、南相馬市の一部(旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域) ・川内村の一部(旧居住制限区域)	全額免除
(4)	平成29年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等 ・飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部(旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域)	全額免除
(5)	平成31年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域 ・大熊町の一部	全額免除
(6)	令和4年に避難指示区域等の指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 ・葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部	全額免除
(7)	令和5年に避難指示区域等の指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 ・浪江町の一部、富岡町の一部及び飯館村の一部	全額免除

注1 上記(2)から(6)までの区域は、上位所得者層(合計所得金額633万円以上)を除く。

注2 上記(7)のうち、浪江町の一部、富岡町の一部は、上位所得者層(合計所得金額633万円以上)を除く。

注3 平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等については、令和5年度までに減免が終了しております。

2 減免対象となる保険料

令和6年4月から令和7年3月分

ただし、上記1(7)の飯館村の一部の上位所得者層(合計所得金額633万円以上)は、令和6年4月から9月分まで。

3 申請に必要なもの

- (1) 介護保険料減額・免除申請書
- (2) 罹災証明書または被災証明書(写し可)

4 申請期限

令和7年3月31日(月)まで

5 申請場所

大田区役所介護保険課(郵送可)

6 問い合わせ先

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

大田区役所 福祉部介護保険課 資格・保険料担当

TEL 03-5744-1491 FAX 03-5744-1551